

介護予防・日常生活支援総合事業(モデル事業) を通じた実証事業実施マニュアル

平成 30 年3月

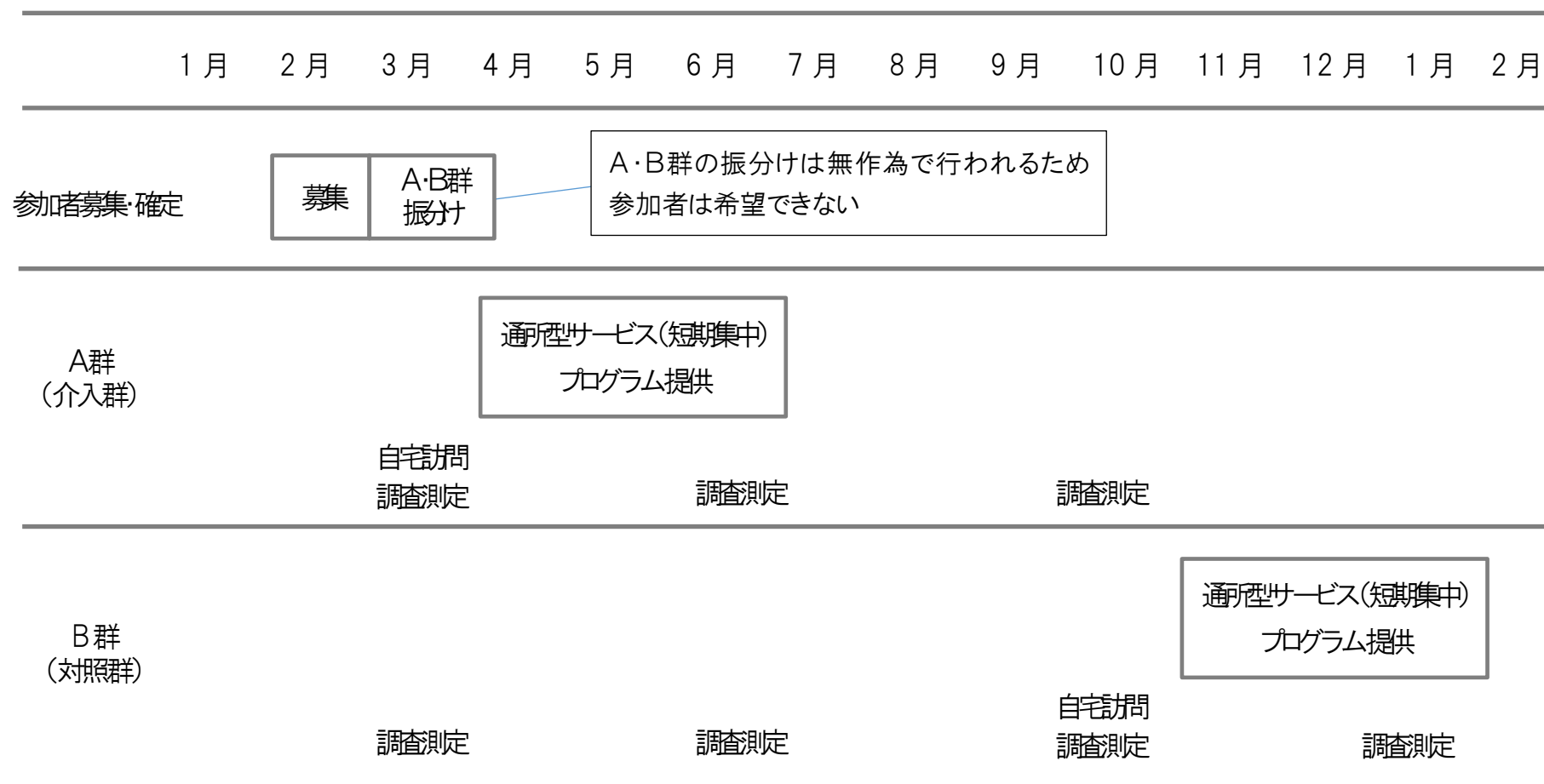
1 定義

モデル事業	平成 30 年2月～平成 31 年3月に寝屋川市が実施する総合事業
(実証)研究	(一財)医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構(IHEP)研究総務部次長 服部真治氏を代表として、(公社)日本理学療法士協会の大規模臨床研究の助成を受けて実施する研究「寝屋川市が実施する介護予防・日常生活支援総合事業を通じた予防理学療法の活用がその後の虚弱高齢者の身体機能向上、社会参加そして介護サービス未利用状態の維持に与える効果の評価」(平成 30 年 12 月最終報告書作成)をいう。 【研究者】 ①医療経済研究機構(IHEP)研究総務部次長 服部真治氏(研究代表者)、 ②株式会社TRAPE 代表取締役 鎌田大啓氏、取締役 山崎和雄氏、 ③理学療法士 吉田俊之氏 【協力機関】千葉大学、成城大学、大阪大学
実証事業	寝屋川市が実施する総合事業において、研究チームが実証研究をする共同プロジェクト「寝屋川市と一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会医療経済研究機構との介護予防事業等を通じた予防理学療法の活用効果に関する共同プロジェクト」をいう。

2 概要

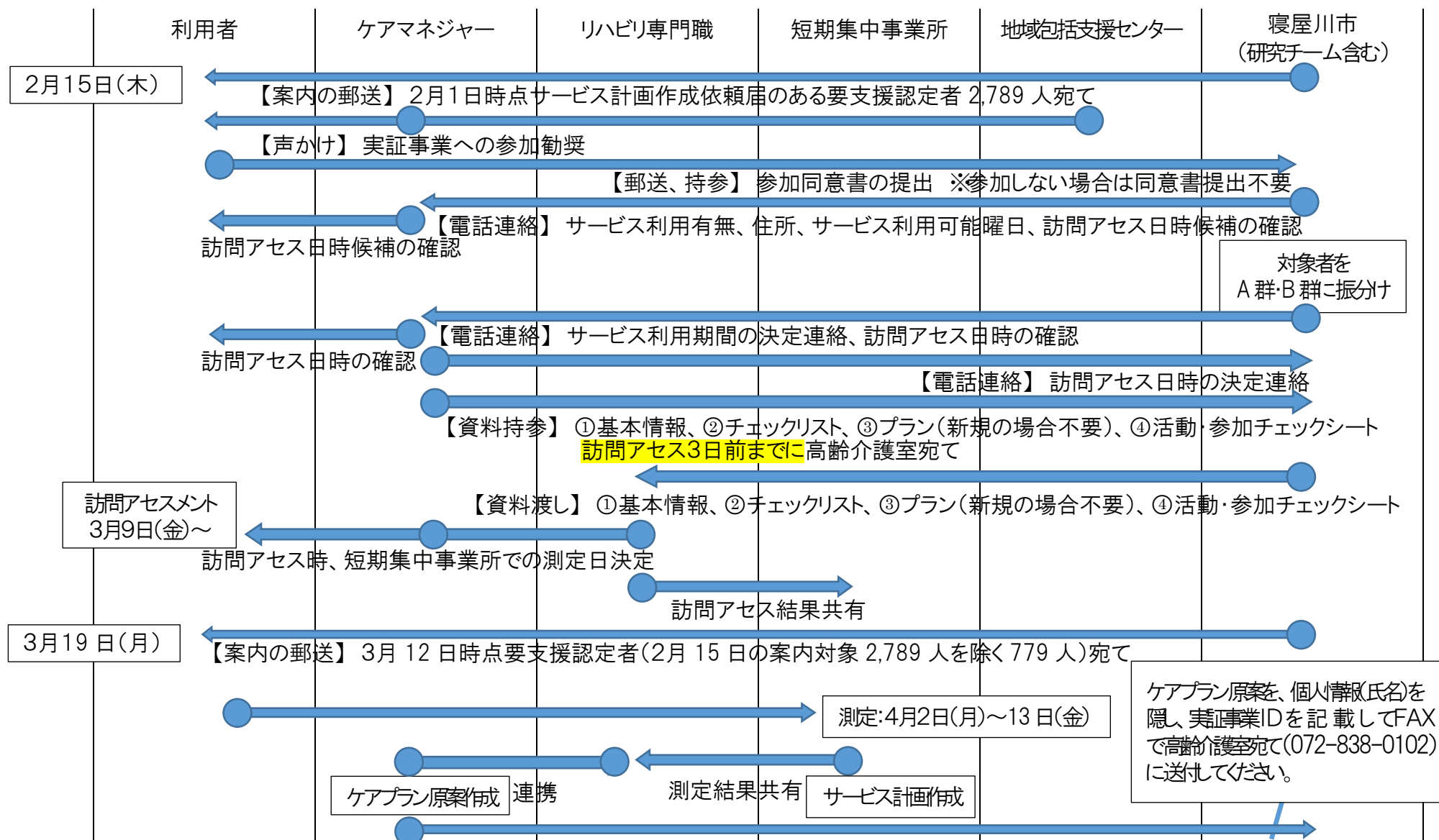
目的	通所型サービス(短期集中)の効果を検証し、その結果を反映した介護予防・日常生活支援総合事業を実施することで高齢者の介護予防・自立支援の促進につなげる
期間	① 2～4月ごろ : サービス提供準備(訪問アセスメント、測定、ケア会議) ② 4～7月ごろ : サービス提供(調査対象のうち介入群 300 人) ③ 10 月ごろ : サービス終了3か月後測定(同上介入群 300 人) ④ 12 月末 : 研究結果の報告書完成
調査対象者数	65歳以上要支援者 600 人(介入群 300 人、対照群 300 人)
実施主体等	【研究代表者】 一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会医療経済研究機構 研究総務部次長 服部 真治 【協力機関】 千葉大学 予防医学センター社会予防医学研究部門 近藤教授 成城大学 大学院経済学研究科 河口教授 大阪大学 大学院医学系研究科

3 実証事業の流れ①

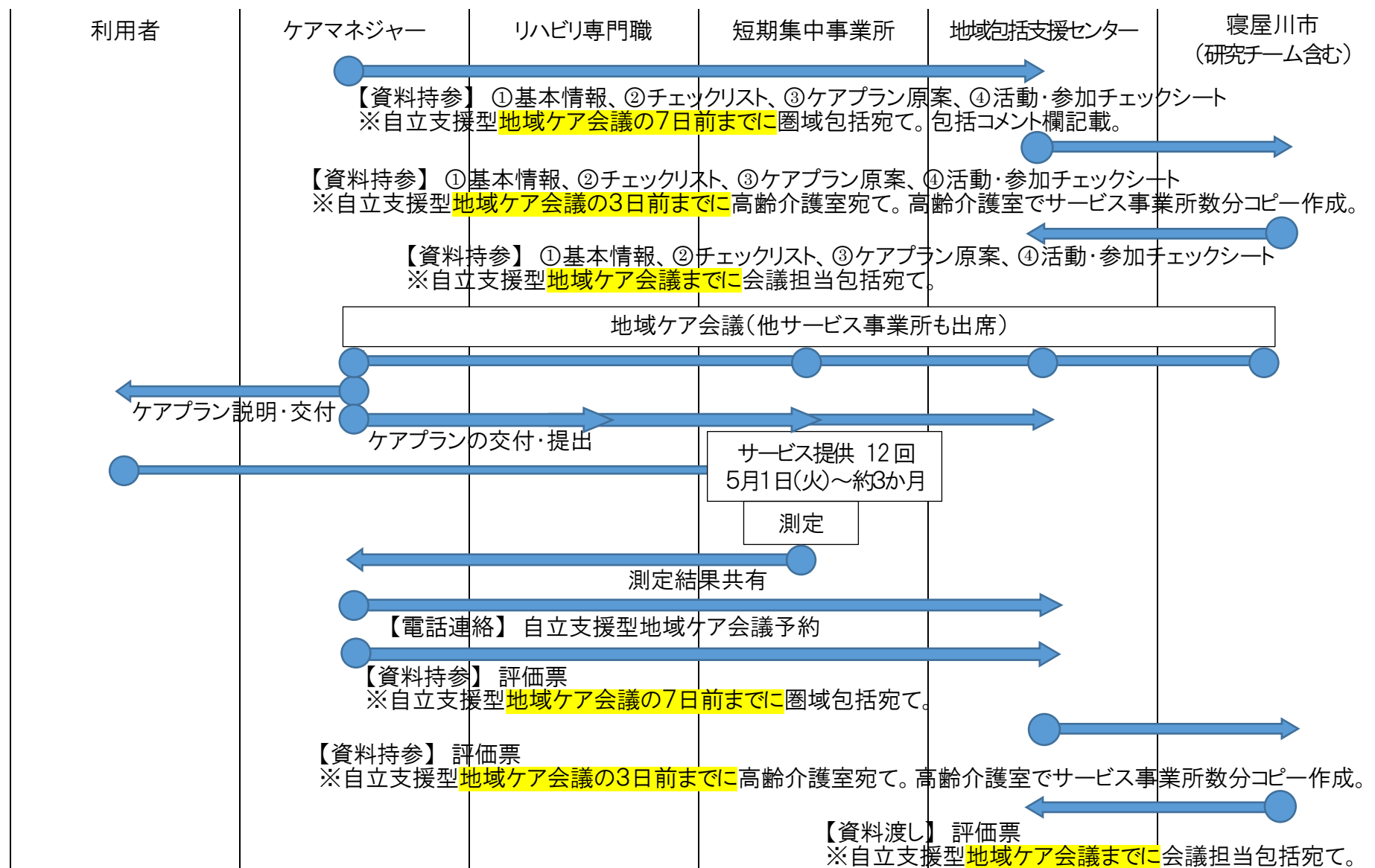


- ・ 平成 30 年2月 15 日 65 歳以上でサービス利用実績(2月1日時点で居宅サービス計画作成依頼届出)のある要支援者 2,798 人に案内送付
- ・ 平成 30 年3月 19 日 65 歳以上で上記 2,798 人を除く要支援者 779 人(3月 12 日時点)に案内送付
- ・ 同意書提出のあった人を4月ごろからサービスを利用する A 群、サービスを利用しない B 群に振分け、通所型サービス(短期集中)の効果を実証(B 群もサービス利用を希望し同意していただいているため遅れて 11 月ごろからサービスを利用)

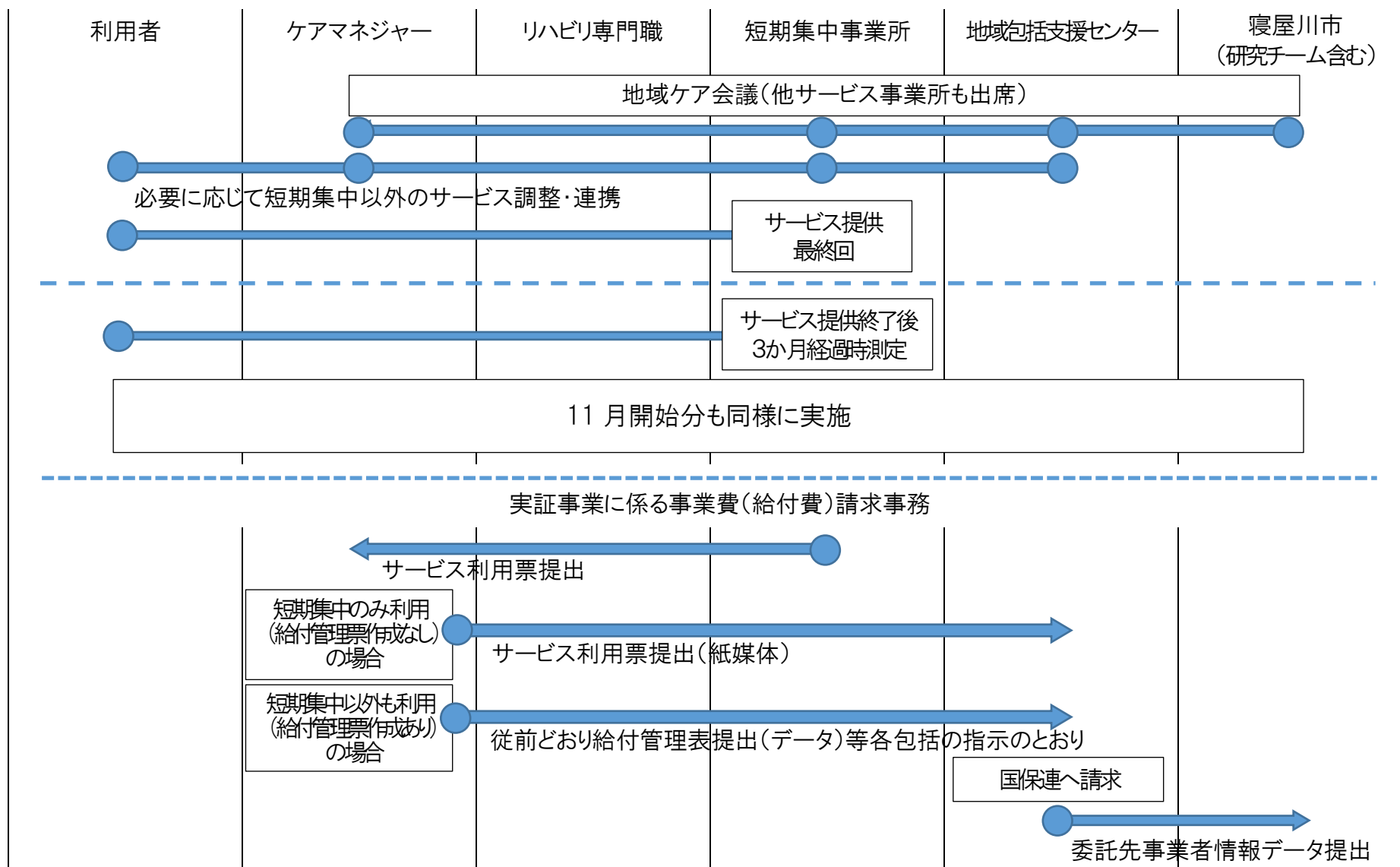
3 実証事業の流れ②-1



3 実証事業の流れ②-2



3 実証事業の流れ②-3



4 寝屋川市総合事業の対象者

【前提条件(介護保険法第115条の45第1項)】

- ・ 寝屋川市の被保険者(住所地特例適用被保険者を除く。)
- ・ 他市町村の被保険者で寝屋川市内の住所地特例対象施設に入所等している住所地特例適用被保険者

【寝屋川市が定める対象者(実施要綱第4条)】

(1)	居宅要支援被保険者	要支援認定を受けている人
(2)	事業対象者	要介護(要支援)認定申請の結果、非該当となった後、基本チェックリストに該当した人
(3)	暫定対象者	(1)、(2)に該当せず、要介護の認定を受けた人で、当該要介護認定申請後、結果が出るまでの間に基本チェックリストに該当し、介護給付を利用していない人 (暫定プランに基づくサービス利用者を想定)

【実証事業の対象者】

65歳以上で要支援認定を受け、実証事業への参加に同意する人

次の4つのいずれかに該当される方は実証事業対象外(参加できない)

《3要件》

- ① 末期がんの方(主治医意見書または医師に確認した記録がある者)
- ② 認知症の方(主治医意見書における認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲa以上)
- ③ 難病の方(特定医療費(指定難病)受給者証交付者)

《その他》 アセスメントの結果、本人の身体的、精神的状態から短期集中通所サービスの利用が適さないとケアマネジャーが判断した方

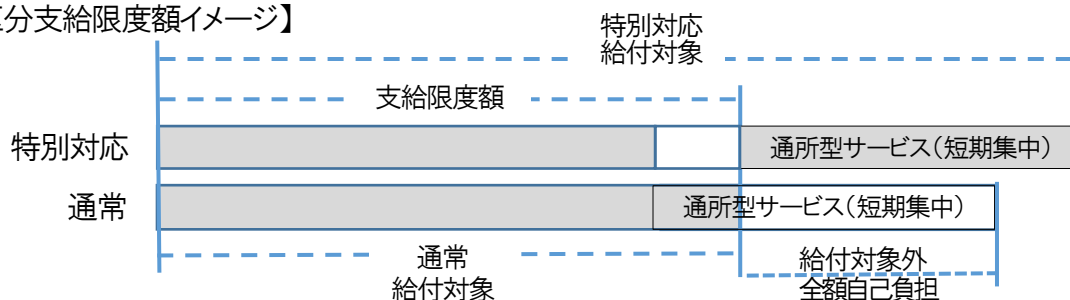
《実証事業対象者への特別対応》

・通所型サービス(短期集中)サービスに係る**利用料(1割又は2割)無料(※)**

・通所型サービス(短期集中)サービスに係る単位について**区分支給限度額対象外**

※介護報酬に係る利用料のみ無料。食事の提供を受けた場合等の実費は自己負担

【区分支給限度額イメージ】



※ 同意はいつでも撤回可能

※ サービスが開始した後でも、認定の更新等の結果、要介護となった場合、又は非該当になった場合はサービスの継続不可。

5 寝屋川市総合事業における介護予防・生活支援サービス事業 (第1号事業)の種類

事業名	事業内容	サービス提供者
訪問型サービス (現行相当)	・ 身体介護 ・ 身体介護が必要な人に対する生活援助	訪問介護員
訪問型サービス (基準緩和)	日常生活上、必要な生活援助 ※ 平成12年3月17日老計第10号「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」	在宅支援員等
訪問型サービス (有償活動員による支援)	利用者本人にとって必要な生活援助(大掃除、衣替え、庭木の手入れ等、日常生活以外の支援も可能)   	有償活動員
通所型サービス (現行相当)	身体的、精神的状態に配慮した入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援、生活機能の向上のための機能訓練等の通所サービス	
通所型サービス (基準緩和)	閉じこもり予防や自立支援に資する生活機能の維持又は向上のための運動・レクリエーション等の通所サービス	
通所型サービス (短期集中)	運動器機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上並びに日常生活動作(ADL)、手段的日常生活動作能力(IADL)の改善のための短期間の集中的な機能訓練等の通所サービス	
介護予防ケアマネジメント	対象者に対し、介護予防を目的として、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう行う、サービス事業の利用に係るケアマネジメント	

【サービス併用の可否】(平成 30 年4月～)

		併用するサービス					
		訪問型サービス			通所型サービス		
		現行相当	基準緩和	有償活動員	現行相当	基準緩和	短期集中
現に受けているサービス	訪問型サービス	現行相当	×	○	○	○	○
		基準緩和	×	○	○	○	○
		有償活動員	○	○	○	○	○
	通所型サービス	現行相当	○	○	○	×	○
		基準緩和	○	○	×	○	○
		短期集中	○	○	○	○	○

6 通所型サービスの対象者・要件

◎平成 30 年2月～初めて通所型サービスを利用する場合

	対象者要件等	左記に該当する場合に利用を想定するサービスの種類等
原則	要支援者	・通所型サービス(短期集中) ※他サービスとの併用可
例外	3要件該当	・通所型サービス(現行相当) ※機能向上サービスに係る加算算定可
	3要件非該当＋利用者の拒否等により通所型サービス(短期集中)を利用しない場合	・通所型サービス(基準緩和) 従来の自立支援型地域ケア会議を経て ・通所型サービス(現行相当) ※機能向上サービスに係る加算算定不可

* 機能向上サービスに係る加算(4種類)

運動器機能向上サービス、口腔機能向上サービス、栄養改善サービス、生活機能向上グループ活動サービスに係る加算

7 自立支援型地域ケア会議

	新・ケア会議	従来・ケア会議
目的	利用者本人の自立支援に資する ケアマネジメント内容の共有	利用者本人の自立支援に資する ケアマネジメント内容の検討
出席者	①地域包括支援センター職員(進行担当) ②対象となるプランの担当ケアマネジャー ③サービス事業所担当者 ④市高齢介護室職員(事務局)	①地域包括支援センター職員(進行担当) ②地域包括支援センター職員(看護師) ③市が依頼する理学療法士又は作業療法士 (アドバイザー) ④対象となるプランの担当ケアマネジャー ⑤通所型サービス(短期集中)事業所担当者 ※通所型サービス(短期集中)利用時のみ ⑥市高齢介護室職員(事務局)
手続	(1) ケア会議開催おおむね7日前まで 訪問アセスメント、事業所における測定 の結果を踏まえたプラン(評価表)を担当 ケアマネジャーが包括に提出。その際にケ ア会議の日程を調整(評価ケースは事前 に日程調整可)。同時にプランの意見・確 認印欄にコメント記載	(1) ケア会議開催おおむね7日前まで 担当ケアマネジャーが包括にプラン(評価 表)を提出。その際にケア会議の日程を調整 (評価ケースは事前に日程調整可)。 (2) ケア会議開催後 ・ プランの内容に変更を要さない場合 ケア会議の当日にプランの意見・確認印 欄にコメントを記載。 ・ プランの内容に変更を要する場合 ケア会議のおおむね7日後までに包括に 変更したプランを提出し、意見・確認印欄にコ メントを記載。
ケア会議 を省略 するケ ース・ 不要な ケース	通所型サービス(短期集中)を利用する場 合は必須のため不要とはなりません。	(1) 平成29年3月以前から継続して同一種 類サービス(*)を利用している場合 プランとともに同一種類サービスを位置付 けた平成29年3月を含むプランの写しを包 括に提出することで、ケア会議を省略する旨 をプランの包括意見・確認印欄に記載 (2) 利用者の居宅が寝屋川市外の場合 プランとともに「自立支援型地域ケア会議 の省略に係る理由書」を包括に提出すること で、ケア会議を省略する旨をプランの包括意 見・確認印欄に記載 (3) 新ケア会議を実施する場合 通所型サービス(短期集中)と併せて従来 ケア会議の対象サービスをプランに位置付 けた場合、新ケア会議を実施のため不要

＊ 同一種類サービス

自立支援型地域ケア会議の 対象となるサービス	同一種類サービス
訪問型サービス(現行相当)	訪問介護又は介護予防訪問介護
通所型サービス(現行相当)	通所介護、地域密着型通所介護又は介護予 防通所介護
通所型サービス(基準緩和)	
通所型サービス(短期集中)	※ 同一種類サービスはありません。

【対象となるサービス種別等 ◎平成 30 年2月～】

サービス種別	プランに位置付ける サービス提供期間 の上限(※1)	新・ケア会議(※2) (第1・3週 火・水 午前・午後 1件5分)	従来・ケア会議(※3) (第1・3週 木 午前・午後 1件 30 分)
訪問型サービス (現行相当)	6か月	×	○(新規のみ)
訪問型サービス (基準緩和)	なし	×	×
通所型サービス (現行相当)	6か月	×	○(3要件非該当の 新規のみ)
通所型サービス (基準緩和)	6か月	×	×
通所型サービス (短期集中)	3か月	○(新規・終了時)	×

※1 プランに位置付けるサービス提供期間の上限について、要支援認定の有効期間と整合を図りやすくするため、要介護認定の有効期間の途中から新たにサービスの提供を開始する場合には開始する月を含めて9か月(短期集中は4か月)としています。

※2 新・ケア会議：短期集中利用時実施

※3 従来・ケア会議：短期集中を利用せずに訪問型(現行相当)又は通所型サービス(現行相当)を新規利用する場合実施。通所型サービス(現行相当)は例外3要件に該当しない場合のみ実施(評価・継続に係る会議なし)

★ 3要件に該当せず、短期集中を利用しない場合は「短期集中利用の選択に関する理由書」要提出(包括宛て)

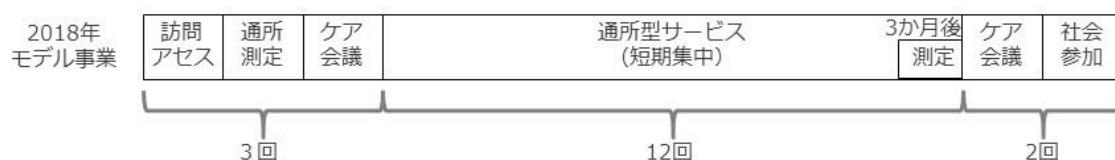
8 通所型サービス(短期集中)事業者

事業所名	所在地	定員	サービス提供日	サービス提供時間
DS ガネーシャ短期集中型 リハビリセンター	大和町 10 番 20 号	11 人	火・木・土	9 時 30 分～ 11 時 30 分
医療法人河北会リハビリ デイ河北	河北東町 7 番 6 号	10 人	月～金	9 時 00 分～ 12 時 00 分
クラブ・サンサーラ	成田東が丘 28 番 7 号	11 人	水	10 時 20 分～ 12 時 20 分
リ・エイブルメント	池田西町 28 番 22 号 市立保健福祉センター4階	10 人	月～金	9 時 00 分～ 17 時 00 分 のうち 2 時間

※ 実証事業を円滑に実施するため、寝屋川市及び研究チームの協力により「リ・エイブルメント」を次の期間開所
《期間》4～8月予定（11月開始予定のB群（対照群）のサービス提供事業者については調整中）

9 通所型サービス(短期集中)の内容

■ 全体のフロー



■ 具体的内容

1	自宅訪問	ケアマネとリハ専門職が対象者の自宅を訪問し、ICFの視点でアセスメントを行い生活課題、取り戻したい元の生活を把握
2	通所測定	通所サービス（短期集中）事業所において所定の調査測定を実施
3	ケア会議	包括主体で実施、ケアマネジャー、通所サービス短期集中事業者、その他のサービス事業者が集まりサービス担当者会議を兼ねる その中で対象者の方向性（取り戻すべき元の生活）と具体的にそれぞれの事業者が行う役割などを共有する
4～14	サービス提供	■通所プログラム ① 社会参加プログラム（※終了後利用予定の社会資源の利用練習含む）、② IADLプログラム（時にADLプログラム） ③ 介護予防教育プログラム、④ セルフマネジメントプログラム ⑤ 運動機能向上プログラム、⑥ 口腔機能向上、栄養改善プログラム ⑦ その他生活行為改善に効果的なプログラム ■訪問指導 ① 在宅など対象者の生活環境の場で生活行為を評価 ② 実際の場での生活行為を指導 ③ 生活環境や道具の工夫の助言
15	通所測定	3か月間実施していった変化・成果を測定（調査内容・項目はサービス開始時と同一の内容）
16	ケア会議 （卒業判定）	包括主体で実施し、ケアマネジャー、通所サービス短期集中事業者、その他の介護事業者が集まり サービス開始時に対象者と設定した元の生活を再獲得できたかについて判定会議を実施する
17	社会参加	ケア会議（卒業判定）で確定した卒業先につなぎ、通所サービス短期集中のまとめを実施

【単位数】

	単位数	地域単価
送迎あり	407 単位/回	10.54 円
送迎なし	375 単位/回	

※ 利用者負担額は、利用者負担割合(1～3割)のとおり。ただし、実証事業参加者の利用者負担額は無し(10割給付)。介護保険料未納による給付制限は適用外。

【実証事業に係る事業費の対象範囲】

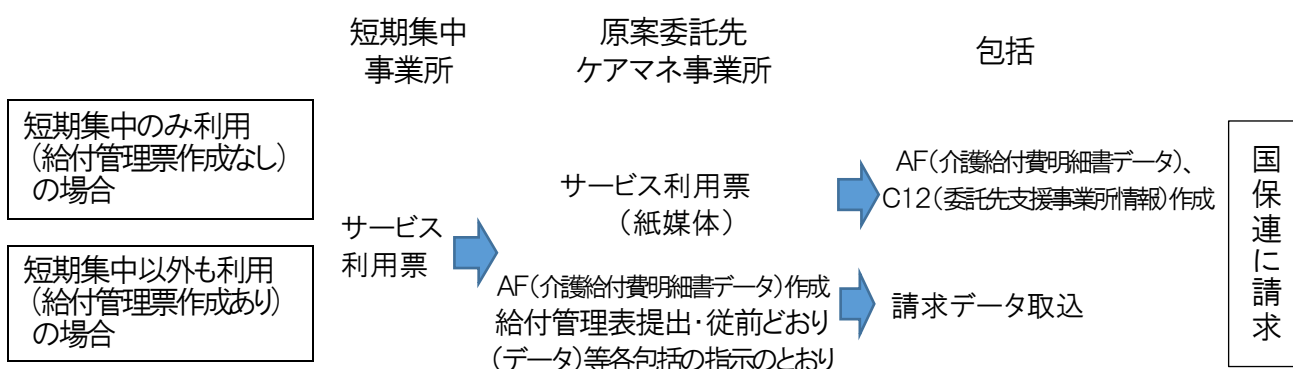
上記 9 通所型サービス(短期集中)の内容の具体的内容のうち、介護保険給付(事業費)として支給する範囲は次のとおり。

給付(事業費)請求対象	2、4～15、17(計 14 回) ただし、B群の4月及び8月に実施する通所測定(2、15)については対象外
給付(事業費)請求対象外	1、3、16(計3回)

【実証事業以外に係る事業費の対象範囲】

給付(事業費)請求対象	1、2、4～15、17(計 15 回)
給付(事業費)請求対象外	3、16(計2回)

【事業費請求手続の流れ】



【寝屋川市介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード】

サービスコードマスタ(平成 30 年4月～適用分)は4月初旬までに市ホームページに掲載します。

市ホームページ「介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード」
http://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/fukushi/koreikaigoka/sougoujigyou/sougoujigyousitei/1489026185560.html

寝屋川市介護予防・日常生活支援総合事業(モデル事業)Q&A

	問	答
1	平成 29 年3月に訪問介護又は通所介護(ともに介護予防を含む)のサービスをプランに位置付けている場合、自立支援型地域ケア会議が省略されていたがその取扱いは今後継続されるのか。	取扱いを継続し、訪問型サービス(現行相当)又は通所型サービス(現行相当)に係る従来ケア会議を省略します。
2	訪問型又は通所型サービス現行相当のサービス提供期間終了時に評価・継続の自立支援型地域ケア会議は必要か。	評価・継続に係る自立支援型地域ケア会議は不要です。
3	訪問アセスメントにおいて短期集中サービスを利用せず、訪問型又は通所型サービス現行相当の利用を新規で要すると判断した場合、従来の自立支援型地域ケア会議は必要か。	不要です。
4	通所型サービス(短期集中)利用中に要介護又は非該当になった場合の取扱いはどうになるか。	介護予防・生活支援サービスについては、要支援者が利用できるサービスであり、要介護認定を受けた場合利用を継続することはできません。
5	通所型サービス(短期集中)を選択しない理由書はどのような場合に提出するのか。	新たにサービスを利用する場合で、3要件に該当せず、通所型サービス(短期集中)を利用しない場合に包括にプランとともに提出してください。 ※上記に該当する場合であっても通所型サービス(短期集中)の利用を希望しており、市の事情により利用できていない(待機している)場合は理由書を提出する必要はありません。
6	実証事業として通所型サービス(短期集中)を利用した後、併用している他のサービスを終了する必要があるのか。	利用しているサービスを必ずしも終了させる必要はありません。 ただし、通所型サービス(短期集中)においては、利用者本人が不安なくサービスを終了できるよう、サービスを利用しなくても生活できる状態を利用者本人とイメージを共有しながら、生活機能を高め、自立支援を進めます。結果として「元気になってサービスを終了する」こととなるよう支援者間で連携していきたいと考えています。

	問	答
7	平成 30 年4月実施の通所型サービス(短期集中)事業所における測定について、通所型サービス(短期集中)事業費支給の対象となるか。	・通所型サービス(短期集中)のプログラム上位置付けている測定について、事業費支給の対象です。 ・平成 30 年4月実施の測定のうち、A(介入)群に係る測定は対象、B(対照)群に係る測定は対象外です。
8	通所型サービス(短期集中)に係るケアプランの作成、事業費の請求手続はどのようにすればよいか。	・介護予防支援(介護予防ケアマネジメント)において、ケアプランは「ケア会議」の後に完成するものですが、モデル事業の期間(平成 30 年度)の取扱いとして、<u>事業費の対象となる「自宅訪問」及び「測定」を含めてサービス提供票を作成してください。</u> ※ 「自宅訪問」が事業費の対象となるのは実証事業以外で通所型サービス(短期集中)を利用する場合です。 ・サービス提供事業所に対し、サービス提供票は従来通り対象月分まとめて渡すことで問題ありません。
9	通所型サービス(短期集中)に係るプラン料(介護予防ケアマネジメント費)はいつから請求可能か。	A(介入)群については、測定も事業費の対象となるため、4月から請求可能です。
10	A(介入)群のサービス提供期間はいつからいつまでか。	・A(介入)群については、測定(4月)→サービス提供(5～7月)→評価ケア会議後のまとめ(8月)が事業費支給対象であるため、4～8月がサービス提供期間となります。 ・通所型サービス(短期集中)と併用する他のサービスについては、通所型サービス(短期集中)のサービス提供期間と終了を合わせ8月までとします。

11	通所型サービス(短期集中)に係るサービス提供票はいつサービス提供事業所に渡すのか。	・測定(4月)分のサービス提供票については、通所型サービス(短期集中)事業所で作成し、ケアマネジャーへ渡すため作成は不要です。 ・サービス提供開始(5月)以降のサービス提供票については、新ケア会議の際に渡してください。
	問	答
12	通所型サービス(短期集中)終了後、併用していた他のサービスも同時に評価するのか。	通所型サービス(短期集中)と併用する他のサービスについても、同時に評価することとし、当該サービスを継続する必要がある場合、再度ケアプランを作成し、評価会議の際に提出します(従来ケア会議は不要のため、評価会議での報告のみ)。